

公益社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医制度規則

(平成2年2月9日制定)
 (平成4年3月27日改正)
 (平成6年3月4日改正)
 (平成10年7月1日改正)
 (平成22年4月30日改正)
 (平成23年1月7日改正)
 (平成25年3月1日改正)
 (平成25年4月1日改正)
 (平成26年11月28日改正)
 (平成27年2月6日改正)
 (平成27年3月6日改正)
 (平成27年8月7日改正)
 (平成28年4月1日改正)
 (平成29年8月18日改正)
 (平成29年11月24日改正)
 (平成30年3月9日改正)
 (平成31年4月24日改正)
 (令和2年5月14日改正)
 (令和3年3月19日改正)
 (令和3年8月20日改正)

第1章 総則

(目的・名称)

第1条 この制度は、超音波医学の進歩発展に伴い、公益社団法人日本超音波医学会(以下「本会」という。)が超音波医学を専攻する優れた医師を専門医として認定し、超音波医学並びに医療の向上を図り、もって国民の福祉に貢献することを目的とする。

2 前項において認定する専門医は、本会認定超音波専門医(以下「専門医」という。英文名「Board Certified Fellow of the Japan Society of Ultrasonics in Medicine:略称「FJSUM」)という。

(運営機関)

第2条 本会は、この制度の維持と運営に当たるために、定款第4条に基づき、本会認定超音波専門医制度委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

2 本委員会に関する規定は、別に定める。

第2章 専門医の認定

(認定)

第3条 理事長は、本会が実施する認定試験に合格し、本委員会が適格と判定した者を理事会の議を経て専門医と認定し、認定証を交付する。

2 認定料は、20,000円とする。

(認定試験)

第4条 専門医認定試験は、毎年1回学力試験により行う。

2 試験の実施要項は、会誌等に公示する。

3 解答用紙に受験番号を正しくマークしなかった場合、採点なしの不合格とする。

(受験資格)

第5条 専門医認定試験を受験する者は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

一 日本国の医師免許を有し、医師としての人格及び見識を備えていること。

二 医師免許取得後5年以上の臨床経験を有すること。

三 申請時において、3年以上継続の本会正会員、シニア会員、名誉会員又は功労会員(期間中にここに掲げる一つの資格からここに掲げる他の資格に種別変更があった場合を含む。)のいずれかであること。3年未満の本会正会員、シニア会員、名誉会員又は功労会員については、本会が指定する超音波関連学会・研究会に3年以上継続して会員であること。

四 年度末(3月31日)において、本会の指定する超音波専門医研修施設(以下「研修施設」という。)又は超音波専門医研修施設群(以下「研修施設群」という。)において、「超音波専門医研修カリキュラム」に準じて、初期研修期間以外に通算3年間以上にわたり、超音波医学研修を行っていること。また、常勤職員としての勤務形態ではないが、週1回以上、研修施設又は研修施設群において超音波検査に携わる場合、研修歴として認める。なお、基幹施設での勤務は義務としない。

研修施設群は、超音波専門医研修基幹施設(以下「基幹施設」という。)及び超音波専門医研修連携施設(以下「連携施設」という。)から構成される。

五 筆頭者として5篇以上の超音波医学に関する学会発表あるいは学術論文を有すること。(注1)

六 研修施設又は研修施設群において500例以上の超音波診療経験を有し、30例以上について手術・剖検・その他確定診断結果との対比検討を行っていること。

注1：学術論文において、corresponding authorの業績を2編まで認める。

(申請)

第6条 専門医認定試験を受験を申請する者は、会誌等に公示する期日中に下記の書類を理事長に提出しなければならない。

一 専門医認定試験受験申請書

二 業績表及びそれを証明する別刷ないしコピー

三 超音波診療実績

四 指定施設研修修了証

五 指導医の意見書

六 日本国医師免許証のコピー

ただし、第一号・第二号の業績表及び第三号から第五号は、所定の様式に従うこと。

第五号は、常勤専門医2名以上による研修施設指定の場合、その専門医2名の署名で可とする。

第7条 受験者は、受験料として20,000円を納付しなければならない。

(試験委員)

第8条 本委員会の委員長は専門医認定試験実施に必要と思われる者を試験委員として推薦し、理事長が委嘱する。

2 試験委員は、氏名を公開しない。

3 試験委員の任期は、当該試験の業務が終了するまでの期間とする。

第3章 専門医の資格の更新と喪失

(更新)

第9条 専門医は、認定を受けた年から5年を経る時に資格更新の認定を受けなければならない。

2 資格更新に関しては、本会認定超音波専門医資格更新実施内規に定める。

(喪失)

第10条 専門医は、次の各号の事由によりその資格を喪失する。

一 専門医としての資格を辞退したとき。

二 資格更新の申請を行わなかったとき。

三 資格更新が認められなかったとき。

四 本会正会員、シニア会員、名誉会員又は功労会員としての資格を喪失したとき。

五 日本国の医師の資格を喪失したとき。

(取り消し)

第11条 理事長は、専門医としてふさわしくない行為のあった者に対して、本委員会及び理事会の議を経て専門医の資格を取消することができる。

第4章 指導医

(指導医の任務)

第12条 本会認定超音波指導医(以下「指導医」という。英文名「Senior Fellow of the Japan Society of Ultrasonics in Medicine: 略称「SJSUM」)は、診断・治療・研究業績全般にわたる指導により、専門医を育成する。

(指導医の認定)

第13条 本会は、専門医を育成するために人格・識見に優れ超音波医学に関する豊富な学識と経験を有する専門医の中から指導医を認定する。

2 指導医の認定に関しては、本会認定超音波指導医の推薦・認定に関する内規に定める。

第5章 研修施設及び研修施設群

(研修施設又は研修施設群の指定)

第14条 本会は、専門医を目指す者の臨床研修のために、研修施設又は研修施設群を指定し、研修の実施を依頼する。

2 研修施設又は研修施設群の指定に関しては、本会認定超音波専門医研修施設及び研修施設群の指定に関する内規に定める。

第6章 補則

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、規約担当理事の発議により、理事会の承認を得なければならない。

(諸規約)

第16条 この規則の施行についての諸規約は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成2年2月9日から施行する。

2 超音波専門医認定の経過措置に関する規定は、別に定める。

3 昭和62年6月15日本会の設立以前における日本超音波医学会の正会員として継続した期間は、第5条第二号の年数に通算する。

4 第5条第二号の本会が指定する超音波関連学会・研究会は、別に定める。

5 この規則は、平成22年4月30日から施行する。

6 この規則は、平成23年1月7日から施行する。

7 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

8 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

9 この規則は、平成26年11月28日から施行する。

10 この規則は、平成27年2月6日から施行する。

11 この規則は、平成27年3月6日から施行する。

12 この規則は、平成27年8月8日から施行する。

13 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

14 この規則は、平成29年8月18日から施行する。

15 この規則は、平成29年11月24日から施行する。

16 この規則は、平成30年3月9日から施行する。

17 この規則は、平成31年4月24日から施行する。

18 この規則は、令和2年5月14日から施行する。

19 この規則は、令和3年3月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

20 この規則は、令和3年8月20日から施行する。